

# 定 款

一般財団法人 日本科学技術連盟

# 一般財団法人 日本科学技術連盟 定款

## 第1章 総則

### [名 称]

第1条 この法人は、一般財団法人日本科学技術連盟(英文名 Union of Japanese Scientists and Engineers。略称「JUSE」)と称する。

### [事務所]

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

## 第2章 目的及び事業

### [目 的]

第3条 この法人は、科学技術ならびに経営管理技術の振興に必要な諸事業を総合的に推進し、人材の育成を図り、もって産業と学術・文化の発展に寄与することを目的とする。

### [事 業]

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 科学技術・経営管理技術に関する調査及び研究開発
- (2) 科学技術・経営管理技術に関する教育及び訓練
- (3) 科学技術・経営管理技術に関する奨励・表彰
- (4) 科学技術・経営管理技術に関する資格・検定
- (5) 科学技術・経営管理技術に関する広報・普及及び出版
- (6) 科学技術・経営管理技術に関する国内外の情報の交流及び国際協力
- (7) 科学技術・経営管理技術に関する技術相談及び技術指導
- (8) 科学技術関係団体及び科学技術者に対する援助と連携の促進
- (9) 組織のマネジメントシステムに関する認証
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

## 第3章 財産及び会計

### [財産の種類]

第5条 この法人の財産は、基本財産及び運用財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として、理事会で

定めたものとする。

- 3 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、評議員会において、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数の承認を受けなければならない。
- 5 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

#### [財産の管理・運用]

第6条 この法人の財産は、理事長が管理し、その管理の方法は、理事会の決議によって定める。ただし、その用途又は管理の方法を指定して寄附された財産については、その指定に従わなければならない。

#### [事業年度]

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### [事業計画及び収支予算]

- 第8条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
  - 3 第1項の書類は、電磁的記録をもって作成することができる。

#### [事業報告及び決算]

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会で決定しなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 公益目的支出計画実施報告書（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第127条に定める書類）
  - (4) 貸借対照表
  - (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
  - (7) 財産目録
- 2 前項の書類は、電磁的記録をもって作成することができる。
  - 3 第1項の決定を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第5号及び第7号については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の

書類については、承認を受けなければならない。

- 4 第1項の書類については、毎事業年度の終了後3ヵ月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 5 第1項第4号の貸借対照表は、法令で定めるところにより、定時評議員会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。
- 6 第1項各号の書類及び監査報告を定時評議員会の日から2週間前から主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、この定款を主たる事務所に備え置き、同様の閲覧に供するものとする。

## 第4章 評議員及び評議員会

### 第1節 評議員

[評議員]

第10条 この法人に評議員6名以上12名以内を置く。

[評議員の選任及び解任]

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者にあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員又は地方公共団体の議会の議員を除く）である者

① 国の機関

- ② 地方公共団体
  - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
  - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
  - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
  - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別に設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう）
- 3 評議員を解任する場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

#### [評議員の任期]

- 第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

#### [評議員に対する報酬等]

- 第13条 評議員は無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程による。

## 第2節 評議員会

#### [評議員会の設置及び構成]

- 第14条 この法人に評議員会を置く。
- 2 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

#### [評議員会の権限]

- 第15条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任及び解任
  - (2) 理事及び監事の報酬等の支給の基準
  - (3) 評議員の選任及び解任
  - (4) 評議員に対する報酬等の支給の基準

- (5) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び財産目録の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) 残余財産の処分
- (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
- (10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

#### [評議員会の種類及び開催]

第16条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種類とする。

- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に1回開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合は、いつでも招集することができる。

#### [評議員会の招集]

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項の規定による請求があったときは、理事長は遅滞なく、評議員会の招集の手続きを行わなければならない。

#### [評議員会の招集の通知]

第18条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、評議員会の日時及び場所並びに評議員会の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

#### [評議員会の議長]

第19条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の互選により選出する。

#### [評議員会の決議]

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
  - (1) 監事の解任
  - (2) 定款の変更
  - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (4) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡

(5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

[評議員会の決議の省略]

第21条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の議決があったものとみなす。

- 2 前項の規定により評議員会の決議があったものとみなされた日から10年間、同項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

[評議員会の報告の省略]

第22条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することは要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

[評議員会の議事録]

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長及び出席した評議員のうちから評議員会において選任された議事録署名人2名が前項の議事録に署名若しくは記名押印する。

## 第5章 役員等及び理事会

### 第1節 役員等

[役員を設置]

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事6名以上12名以内
  - (2) 監事2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とする。
- 3 理事のうち2名以内を常務理事とすることができる。
- 4 第2項の理事長及び専務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、第3項の常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

[役員を選任]

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定することができる。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を越えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互の密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を越えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

#### [理事の職務及び権限]

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行して、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 4 常務理事は、専務理事を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
- 5 理事長及び専務理事並びに常務理事は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### [監事の職務及び権限]

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、その他監事に認められた法令上の権限を行使する。

#### [役員任期]

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠又は増員として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。ただし、監事については増員を適用しない。
- 4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務

を有する。

#### [役員解任]

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

#### [役員に対する報酬等]

第30条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程に従って報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

#### [会長]

第31条 この法人に、会長1名を置くことができる。

- 2 理事長は、理事会の承認決議を経て、理事の中から、会長を委嘱する。
- 3 会長は、理事長及び専務理事の諮問に応じる。
- 4 会長の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

## 第2節 理事会

#### [理事会の設置及び構成]

第32条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

#### [理事会の権限]

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
  - (4) 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
  - (5) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
    - (1) 重要な財産の処分及び譲受け

- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備

#### [理事会の種類及び開催]

第34条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 通常理事会は、毎年定期に、年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
  - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
  - (4) 監事が必要と認めて理事長に対し、招集の請求があったとき。
  - (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

#### [理事会の招集]

第35条 理事会は、法令及びこの定款に別段の定めのある場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、その他の代表理事又は業務執行理事が、理事会を招集する。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、各役員に対して通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、役員の実数の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

#### [理事会の議長]

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 第34条第3項第3号又は第5号の規定により臨時理事会を開催したときは、出席した理事の互選により議長を定める。

[理事会の決議]

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

[理事会の決議の省略]

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

2 理事会の決議を省略したときは、決議があったものとみなされた事項の内容、当該事項を提案した理事の氏名、決議があったものとみなされた日及び議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名を議事録に記載又は記録しなければならない。

[理事会の報告の省略]

第39条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第26条第5項の規定による報告には適用しない。

[理事会の議事録]

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び専務理事並びに監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 賛助会員

[賛助会員]

第41条 この法人の目的に賛同し、後援する個人又は団体を賛助会員とすることができる。

2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める賛助会員規則による。

## 第7章 定款の変更、合併、事業の譲渡、解散、精算

[定款の変更]

第42条 この定款は、評議員会において、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第11条についても適用する。

[合併等]

第43条 この法人は、評議員会において、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる議決により、他の一般社団及び一般財団法人に関する法律上の

法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

[解 散]

第44条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

[剰余金及び残余財産の処分等]

第45条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

- 2 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第8章 公告の方法

[公告の方法]

第46条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第9章 事務局

[設置等]

第47条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が制改廃する。

[備付け帳簿及び書類]

第48条 この法人は、法令及びこの定款で定めるところにより、主たる事務所に、次に掲げる帳簿及び書類を備え置き、かつ、保存しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 評議員、理事及び監事の名簿
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 評議員会及び理事会の議事に関する書類
- (5) 役員等の報酬規程
- (6) 事業計画書及び収支予算書
- (7) 第9条第1項各号の書類
- (8) 監査報告

(9) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類の閲覧については、法令の定めるところによる。

## 第10章 補則

(細則)

第49条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の承認を受けて理事長が別に定める。

### 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の理事長及び専務理事は、次に掲げる者とする。

理事長	蛇川 忠暉
専務理事	三田 征史

4 この法人の最初の常務理事は、次に掲げる者とする。

常務理事	小大塚 一郎
------	--------

平成24年 4月1日施行

平成26年11月1日改正